平成２７年（フ）第１３３６号
名古屋市千種区富士見台４丁目１番地　ガーデンヒルズ富士見台壱番館304号
破産者　三浦慎一郎
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８２号
名古屋市守山区喜多山２―31―18　松井保子方、開始決定時の住所神奈川県厚木市戸田2269―１　シャトレー湘南Ⅰ―101
破産者　三井恵久美（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２２号
愛知県東海市名和町中前後８番地の２　パークサイドサンアーバン（Ｂ棟302号）
破産者　山口　篤
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２３号
愛知県東海市名和町中前後８番地の２　パークサイドサンアーバン（Ｂ棟302号）
破産者　山口　牧子
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
京都府京丹後市大宮町上常吉161番地の３
破産者　鴨田　美紀
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第４１号
京都府京丹後市峰山町新町537番地
破産者　山本　真也
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１５９９号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番１―911号
破産者　小林　徳樹
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７９号
釧路市川北町５番36号
破産者　佐藤　匡史
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６３６号
仙台市若林区成田町77番地　コーポ一高南Ｂ棟116
破産者　竹内　康浩
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
茨城県水戸市石川１丁目4084番地
破産者　石島　節子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７４号
茨城県水戸市平須町581番地の５、住民票上の住所福島県いわき市小名浜南富岡字富士前25番地　レオパレスブルーム107
破産者　二瓶　賀孝
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地12（リバーサイド弐番街804号室）
破産者　佐藤　忍
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７５３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地51棟201号
破産者　田中　義徳
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０８号
川崎市川崎区昭和２丁目５番３―101号　東新館、旧住所川崎市川崎区四谷上町14番４号シャトル四谷Ｂ―103
破産者　奈良　勝己
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０６号
横浜市南区井土ケ谷上町22番11号　丸貴ハイツ101、破産手続開始決定時の住所神奈川県横浜市南区中島町１丁目13番地　ライオンズマンション横浜蒔田301
破産者　佐藤　美枝
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６１号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目６番５号　大津方
破産者　池田　公義
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９５号
相模原市南区上鶴間本町６丁目22番12号　Ａｒｋ　Ｇｒａｃｅ102号室
破産者　久和　昌平
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５号
山梨県南都留郡忍野村内野200番地５
破産者　山田　弘
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係